○国土交通省令第二十二号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百二十三号）の施行に伴い、及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第七条の規定に基づき、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日　　国土交通大臣　赤羽　一嘉

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
第一号様式（第五条第三項関係）（Ａ４）	第一号様式（第五条第三項関係）（Ａ４）
（第一面） （略）	（第一面） （略）
（注意） １．この報告書は、建築物ごとに作成して下さい。 ２．報告者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。	（注意） 報告者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
（第二面）	（第二面）
１．建築物及びその敷地に関する事項	１．建築物及びその敷地に関する事項
［建築物の名称］	［建築物の名称］
［用途］	（新設）
［地名地番］	［地名地番］
［建築物（組積造の塀を除く。）の場合］ 【階数】　地上　　階　地下　　階 【延べ面積】　　㎡ 【建築面積】　　㎡ 【構造方法】　　造　一部　　造	［建築物の階数］　地上　　階　地下　　階 ［延べ面積］　　㎡ ［建築面積］　　㎡ ［構造方法］　　造　一部　　造
［組積造の塀の場合］ 【長さ】　　m 【最高の高さ】　　m 【種類】□補強コンクリートブロック造 □補強コンクリートブロック造以外（組積材の種類　　）	［用途］
［法第７条における建築物の区分］ （略） ２　その敷地が法第５条第３項第２号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物 【区分】（　　） 【都道府県耐震改修促進計画に記載された道路の名称】 （　　）	［法第７条における建築物の区分］ （略） ２　その敷地が法第５条第３項第２号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物 【都道府県耐震改修促進計画に記載された道路の名称】 （　　）